

## 第2回平塚市人権懇話会 会議録（要旨）

- 【日時】 平成23年10月17日（月） 午前10時～午前11時50分  
【場所】 平塚市教育会館 小会議室  
【出席委員】 10名（吉川委員、朝倉委員、池澤委員、大曾根委員、工藤委員、小瀬村委員、松井委員、龍崎委員、浅川委員、吉田委員）  
【主催者】 関本市民部長、池田人権・男女共同参画課長、杉森課長代理、黄倉主任  
【傍聴者】 なし

### 1 開会

— 事務局により議事進行 —

事務局が開会の挨拶及び配付資料の確認を行った。

- ・会議次第
- ・第1回平塚市人権懇話会 会議録（要旨）
- ・資料1 平塚市人権施策推進指針（たたき台）
- ・資料2 人権に関する市民意識調査報告書
- ・資料3 生活快適・夢プラン（平塚市総合計画）
- ・資料4 平塚市自治基本条例
- ・資料5 平塚市民のこころと命を守る条例
- ・映画「めぐみ-引き裂かれた家族の30年」上映会（チラシ）

### 2 議題

— 議事進行を座長に交替 —

第1回平塚市人権懇話会会議録については、委員から異論なく承認された。

#### （1）基本理念、基本目標、市の基本姿勢について

「資料1 平塚市人権施策推進指針（たたき台）」の1～4ページに基づき事務局が説明を行い、その後委員から質問があった。

（事務局）資料1は、指針の項目の内容を検討するためのたたき台として作成した。作成の趣旨や方法などについては、たたき台の表紙に記載してあるとおり。現段階では、議題として検討する項目内容を記載している。

目次をご覧いただきたい。「IV」はまだ記載していないが、この部分には施策の推進体制や評価、見直しなど進行管理等に関する事項を入れる必要があると考えている。項目などを細分化して記載しているため、計画書のような細かな体裁となっているが、構成や形式、体裁については骨子案の検討の際に改めてご意見を伺いたい。

次に、2ページの「基本理念、基本目標、市の基本姿勢」については、指針の基本的な考え方を盛り込んでいる。基本理念については、事務局案を記載したので説明する。それぞれ平塚市総合計画を参考に考えており、案（1）は26ページの基本目標1の文言を引用した。案（2）は48ページの「基本目標1 達成方針1-①<人間

力>」の「めざすまちの姿や暮らしの状態」の説明文から引用した。案（3）は、基本目標2の考え方と併せて、自治基本条例第8条から引用している。

なお、資料1（2ページ）の基本理念の上から3段目は、「大切な権利です」のあとに「そして」が続くので、訂正をお願いしたい。

（座長）本日の議題は、「Ⅱ 施策がめざす姿」の「1 基本理念」「2 基本目標」「3 基本姿勢」、「Ⅲ 人権施策の推進」の「1 人権教育」「2 人権啓発」及び「4 分野別施策の推進」の「(1) 女性の人権問題」「(2) 子どもの人権問題」までの予定になっている。

基本理念については、事務局案の（1）～（3）を参考に、どれか一つを選ぶ、もしくは合わせて新たなものをつくるということになると思う。最初に基本理念を定めると、それ以降の内容は基本理念に従って考えていけばよいので、演繹的な手法で確認できる。一方で、指針には多様な内容が盛り込まれることを考えると、基本理念を先に確定するのは難しいかもしれない。

基本理念に関して意見等はあるか。

— 意見なし —

それでは、基本理念は後回しにして、「2 基本目標」「3 基本姿勢」の確認を行う。基本目標は平塚市総合計画「生活快適・夢プラン」から引用したという説明があったが、考え方の基になっているものはあるのか。

（事務局）特になし。他市等の事例を参考にしながら、施策に関係する基本的な事項を4点挙げている。

（座長）基本目標に関して意見等はあるか。

— 意見なし —

基本理念は基本目標を反映したものになってくると思うので、この基本目標をベースに基本理念を考えていきたい。

「市の基本姿勢」についてはどうか。

（副座長）基本目標「(4) 市民等との協働によるまちづくり」では、「市民との協働」を謳っているのですが、市の基本姿勢の中にも、関係部局だけではなく市民等との連携などの文言を入れた方がよいのではないかと。市民の意見を聞いたり連携をしたり、市としては、そのような基本姿勢をもって指針をつくる必要があるのではないだろうか。

（座長）基本目標（4）を反映したような市の基本姿勢にするというご指摘があった。

基本目標「(1) 人権尊重意識の高揚」について。学問的にいうと、人権は一人ひとりというところがベースに来る。協働とか何とかいうよりも、個人個人を大切にするというのが人権のベースであろうと、私は考えている。そういう意味では、(1)～(3)は人権保障本来のもので、まちづくりともつながってはいるが、「多様な価値観や個性を尊重する」というところに本質があるだろうと思う。しかし、「生活快適・夢プラン」はまちづくりとつながった人権保障を考えていると推測されるので、個別の個人の人権の保障を前提として、協働、助け合い等のまちづくりにつながっていく、というような基本理念になるのではないかと思う。そういう観点からみると、基本理念（案）の(1)(2)(3)は、それぞれがどこかに偏っている表現だと思う。

(1)は人権保障というよりも一般的なまちづくりというところが強い印象である。

(2)の「人権が尊重されたまちづくり」が人権保障という意味では最も合致するように思う。ただし、それだけではなく、(3)の「共に生き、支え合うまちづくり」につながらなければならないと思う。

ここで気をつけなければいけないのは、人権保障というのは、基本的には少数者が問題になるということ。多数者は自分が差別されているとか、迫害されているという意識がないので、あまり問題にならない。共生や協力というときに、気をつけなければいけないのは、功利主義的な最大多数の最大幸福で行ってしまうと、マイノリティが常に置いていかれる、不利益を受けるということがあるのだろうと思う。

まちづくりを推進し、そのためにみんなで助け合っていくということ自体はよいと思うが、その中で個人の人権保障が埋没しないようにしなければならない。あくまでも一人ひとりの人権を尊重する。基本目標(2)と(3)の人権を尊重する、それぞれの個性を尊重するといったことをベースにして、「多様な人が存在をし、ともに共生をする社会(平塚市)」というのが理念になるのではないかと思う。

(委員) 座長の案のように、合わせたほうがよいと思う。

(座長) ほかにはいかがか。今後、全体が見えてきたときに、もう一度検討すれば、もう少しこの基本理念も姿が見えると思う。

(副座長) 基本目標(2)(3)をベースに再検討していただくということに賛成。(本日の資料を)眺めたところ、「共生」が一つのキーワードになっており、共生と人権については、(2)(3)が該当すると思う。

(委員) (1)の「誰もが豊かな心をはぐくみ」というのはあったほうがよいと思う。案を考えてきたので申し上げる。(1)～(3)を合わせて、「誰もが豊かな心をはぐくみ、あらゆる命と人権が尊重され、共に生き、支え合うまちづくり」とすると、すべて包含されるのではないか。

(座長) 心が豊かでないとマイノリティの人権もなかなか保障できないので、ベースにはなるのはそのとおりだろう。

(委員) 3つの中から選ぶとすると(3)がよいと思う。「共に」というところで、共生やお互いに尊重し合うということも含まれているのだと思うが、3つを合わせたものがよいと思う。

(委員) 「すべての人が」といってしまうと、少数者の人たちは置いていかれる可能性がある。少数者の人権を守らなければいけないのは事実なので、それを中心にした文章にしていかなければならない。しかし、文章というのは非常に抽象的なので、人権はやはり少数者の、多数者にはわからないところかもしれない部分を守らなければいけないということもあると思う。視点の中にもそういう意味合いをもたせるような指針が必要だと思う。私は、いわゆる障がいのある人の立場で発言したいと思う。

(座長) そういう意味では、個人、一人ひとりを大切にということの基本に置かないといけない。ご指摘のように、「みんな」という中に、どうしても弱い立場の人は埋没させられてしまうところがある。それが現実の人権保障の難しさだろうと思う。

(委員) (3)「共に生き、支え合うまちづくり」の中に、大きなものが含まれていると思う。しかし「豊かな人間性をはぐくみ」というのは、人権の観点からいくと、少し意味合いが広すぎると思う。この(3)を人権という視点から変えていくとよいと思う。

(2) 「いのちと人権が尊重され」というのは、まさにそこに絞り込んである表現だろうと思うので、(2)「あらゆる人権が尊重される」と(3)「共に生き、支え合うまちづくり」という方向で絞り込みができるのではないかと。

(座長) これらの意見も参考にして、どういう基本理念がよいか、次回までにご検討いただきたい。

(委員) 市の基本姿勢の「(3) 第三者評価機関の設置」について、具体的にはどのようなことを考えているのか。

(事務局) 現時点では具体的には考えていない。こういうものも必要だろうということで記載している。指針の内容がある程度決まった段階で、具体的にどう動くかを検討していく。

(座長) 既にそのような機関を設置している市町村や県等はあるのか。

(事務局) 小田原市が指針の中に盛り込んでいる。

(座長) 具体的に機関ができあがっているとか、情報としてはないのか。

(副座長) 指針ができると、懇話会は大体解散することになる。そのあとどうするかというと、県は政策推進会みたいなものを作っている。人権懇話会を衣替えして、指針の進捗状況や、どう具体化していったかということを確認する組織。また、新たな課題が出てくるので、その対策等の提案を行なっている。藤沢市も同様に実施している。

小田原市はこれから始めるようで、第三者評価機関と出ているが、おそらく人権協議会のような組織になると思う。このように人権懇話会を衣替えしているところが多数だと思う。指針策定後は、進捗状況をきちんと議論することが必要。それがこの第三者評価機関の位置づけなのではないだろうか。

(事務局) 指針からそのような進行管理はするべきだと認識している。おそらく似たような方向になるのではないかと思う。

(副座長) 平塚市独自の考え方でよいと思う。

## (2) 人権教育、人権啓発、相談・支援体制について

「資料1 平塚市人権施策推進指針(たたき台)」の5～7ページに基づき事務局が説明を行い、その後委員から質問があった。

(事務局) 神奈川県指針を主に参考として、また他市の指針を参考に作成した。考え方や具体的な取り組み手法等は、県や他市と共通している。県の指針に準じて「1 人権教育」「2 人権啓発」としたが、他市の指針等を見ると、合わせて「人権教育・啓発の推進」としているところが多く見られる。また市によっては、個人情報保護の関係や関係機関との連携を個別に項目設定しているところもある。ここでは、個人情報保護の関係が抜けてしまっているので、何らかの形で明記していく必要がある。

(座長) 「1 人権教育の推進」について、意見や質問はあるか。

(委員) 前段に「人権教育を積極的に推進します」とあるが、特に学童保育のあたりの指針や基準も念頭に置いて原案を作成したのか。また、内容について説明していただきたい。

(事務局) 学童保育等の一つの施設をターゲットにしているわけではなく、人権教育は学校にも大きな関わりがある。教師や生徒など、対象者を明確にして推進していくとい

う意味で、積極的に推進していく必要があるのではないか。これはあくまでも指針なので、個別の内容は指針策定後に改めて検討していくべきと考えている。

(座 長) 社会教育は市が主体となってもできると思うが、学校教育に対して市はどれほどの影響力を持っているのか。小学校での人権教育のカリキュラム等、具体的な内容は書けるのか。

(事務局) 教育委員会にも人権の担当部局がある。市としての意向を教育委員会に伝えることで、教師を対象とした講座や授業等にも反映されることになる。

(座 長) 指導要領の問題があって、教師はその指導要領どおりに進めていかなければならない。決められた時間割通りやらなければいけないとなると、このような人権教育をやりなさいと言われても、現実にはできないのではないか。

(事務局) 指針作成にあたっては、教育委員会のほうでも、内容をすべてチェックしているので、問題ない。

(座 長) 「発達の段階」というのは「子どもの」ということだと思う。「発達の段階に応じた人権尊重の意識を高めさせるための教育の充実」ということで、学校と家庭と地域がいつでもサポートできるということだろうと思うが、人権教育の推進ということになると、具体的には学校教育の場ということ掲げていることになると思う。社会教育は、社会が主体となるということなので、市も随分と関与できるということだと思う。

(委 員) 例えば、企業に対してはどこに入るのか。啓発に入るのか、教育のほうに入るのか。職場でもいろいろな問題がある。

(事務局) 6ページ「2 人権啓発(3) 企業等における取組みの促進」に含むと考えている。

(座 長) ただ、ご指摘のとおり、ほかの市ではその難しさから教育と啓発が一緒になっているものもある。企業への啓発に教育の要素は当然入ってくるのだろう。ただ、今回の分け方では、企業の問題は啓発のほうに入っているということ。この辺は峻別が難しい。

「2 人権啓発」について。事実上、分けても仕方がないという気はするが、教育と啓発は意味合いがだいぶ違うということだろうと思う。

(委 員) 6ページ「(2) 人権NGO等との協働」について、人権NGOというのは具体的にどのようなものなのか。

(事務局) いろいろ人権問題を取り扱っている団体が多く存在するので、そういうところの協力を得て啓発をしていくことになる。

(座 長) おそらく相当数あるのだろうと思うが。死刑廃止の国際的な運動をしているアムネスティ・インターナショナルみたいなものも、やはりNGOの代表的なもの、国際的なもの一つになるのかと思う。有志が集まってやっていたら、国内でもたくさんあると思う。

(事務局) 横浜市の国際人権センターというNGO団体主催で、7日に伊勢原市で人権の講演会があった。

(委 員) NPOは数え切れないほどあるかもしれないが、NGOとなるとかなり団体は少ないと思うが。

(事務局) NGOはそう多くない。人権に特化したものでなくても、平塚市にもいろいろ

- な団体がある。そういった団体とも協力して行っていくという趣旨で記載している。
- (座長) ただ、指針が正式に策定されると、じゃあ、われわれも作ろうという人たちがたくさん出てくるのではないかと思う。
- (副座長) 7ページの用語解説について。「※5 パワー・ハラスメント」は単なる職場での嫌がらせではなく、地位や立場を利用して行うということなので、補足していただきたい。
- (座長) セクハラも本来地位を利用したものなので、やはり上司ということ。また、最近では、教師が学生に対して行うアカハラ（アカデミック・ハラスメント）というものがある。ハラスメントには、大体3種類ぐらいのタイプがある。
- 先ほども質問があったが、企業を啓発のところにしているということは、市は主として依頼を中心に行うという趣旨か。
- (事務局) 人権に関するいろいろな団体が発行しているパンフレット等があるので、企業もある程度独自でやっている部分もあるかと思う。そういった関係する情報を提供して、企業内で行っていただく。または例えば商工会議所と連携して、人権に関する講演会等を開催するという方法もあるかと思うが、具体的にはまだ詰めていない。
- (委員) 企業の社会的責任ということで、その中に人権も明記されている。そういう面では、「(3) 企業等への取組みの促進」は、今お話があったような形と、企業自身が社会的責任において人権を意識した企業経営をしなければいけないという両立でなっているのでは、(3) のような整理でよいのではないかと思う。
- (座長) 基本的にはおっしゃるとおり、企業主体の取り組みでよいと思う。ただ、商工会議所での講演などは、場合によっては社会教育の中で行っていくと考えてもよいので、ベースにはそれぞれが行うというのが、現代社会において調和のとれた形なのだろうと思う。
- 「3 相談・支援体制」についてはどうか。
- 「(1) 相談・支援体制の充実」とあるが、市に窓口体制を設けて、それを充実させるということか。
- (事務局) 現在も市にはさまざまな相談窓口がある。人権・男女共同参画課でも女性の相談窓口や人権擁護委員の相談窓口を設置しているので、内容によって市の内部でも連携をしながらやっている。このようなことから、支援体制を充実していくということを挙げている。
- (座長) どんな問題でも人権関係であれば相談できるというような、ワンストップの窓口を設けるということではないのか。
- (事務局) いずれはそういうものが望ましいと思うが、現段階ではそれぞれの部が相談・支援体制をする、というところまでとなっている。
- (座長) 現実にはそうかもしれないが、市民から見るとどこへ相談したらよいかかわからない。振り分けをしてくれるところぐらいはあってもよいと思う。その辺も検討していただきたい。
- (副座長) 神奈川人権センターのほうにも相談にくることがある。結局、どこにも行き場がなくなって、最終的に民間の団体というケースが多い。いろいろ聞いてみると、かなりあちこちたらい回しにされて、結局、相談はできるけれども、支援救済まで行か

ないということがある。これはちょっと大変な事態になっているのではないかと思う。センターではいつも相談窓口の要請をしている。受け付けでもいいので、そこへ行けば「ここへ行きなさい、あそこへ行きなさい」と振り分けてくれるような体制が必要なのではないか。

もう一つは、相談窓口間の連携が必要ということである。現在は相談窓口が縦割りであり、例えば、国民健康保険のことで相談にきたが、実はそこにDVの問題が絡んでいる場合がある。こういったときに横の連携が足りないような気がしている。

総合的な窓口といっても、全部そこで相談に乗るということではないので、「ここへ行きなさい」と案内してくれるところが必要なのではないか。今、平塚市に電話をすると、みんな人権・男女共同参画課のところに行くと思う。

(事務局) 女性の場合はまず当課に来る。特に相談内容を限定することはないので、女性であれば内容を聞いた上で、適切な部署へつなぐという対応をしている。また、福祉部門には総合相談窓口があるので、個別に具体的な支援をする部署につなげている。市民の一般相談で受けて、個別に専門的な部署に相談する、また専門の窓口案内するという形で行っているのが現状である。

(副座長) 「3 相談・支援体制」の「(1) 相談・支援体制の充実」の「ア 相談窓口体制の充実」には、「相談窓口体制の充実と相互連携」などの文言を入れたほうがよい。

(委員) 「相談窓口体制の充実及び連携の強化」というのはどうか。いずれの部署でもネットワーク会議などを開催し、それぞれの専門部署が連携することによって、人権問題等を見逃すことなく解決しようと取り組んでいる。これらを有効に機能させていきたい。

(座長) 「相談窓口体制の充実及び連携の強化」を追加していただきたい。

「(2) 関係機関・団体との連携・協力体制の推進」についてはどうか。

(委員) 後段で「県の関係機関を…」となっているが、これは国が入らなくてもよいのか。

(事務局) 直接窓口のあるのは市と県。

国というよりは、法務局だと思う。市は月2回人権相談を行っており、現在も法務局の人権相談に案内したり情報提供もしているので、具体的に法務局のほうと連携はしていくと思う。

(委員) 事件等が発生した場合は、直接法務局に行くのか。

(事務局) 事件等の具体的な解決という部分では法務局になる。

(副座長) 人権に関する事件があったときには、第一に法務局に行くので、そこで県と連携をとっているのではないかと思う。

(座長) さらに言えば弁護士会とも連携できる。法テラスに相談に行くこともあり得るし、その辺をどこまで指針に入れるのか。

(委員) 法テラスの紹介を挙げるということか。

(座長) 弁護士と相談したほうがいいのかから、法テラスに行きなさいということになるかと思う。それも広い意味では連携の一つだと思う。このように人権保障のためのいろいろな組織があるので、それをどう活用するかということだと思う。

(副座長) 企業の中にも人権啓発室みたいなものがあるので、職場でいろいろなことが起きた場合はそこと連携がとれる。

(座 長) すべてを入れるときりがないので、「その他関連機関」といった文言でよいのではないかと思う。

(事務局) 「県の」を「県などの」とすると意味が広がるので修正したい。

(座 長) 国も入ってくるので、そのほうがよいと思う。

(事務局) 冒頭で説明したように、個人情報保護と情報公開に関する文言が入っていないので、4番目として、「3 相談・支援体制」のあとに追加したいと考えている。

(座 長) 基本的にはプライバシーの問題に特化したことなので、広い意味で人権保障の一つとなる。しかし、市が管理する個人のプライバシーに関する情報の保護や管理ということになるので、入れるとしても相談・支援体制の中の一つでよいのではないかと思う。平塚市もそうだが、こういうものは早くから具体的に対応しているので、相談・支援体制の中に、昔からやっているものがあるということで挙げればよいのではないか。

他市では入れているところが多いのか。

(事務局) 確認した中では、藤沢市、横須賀市、伊勢原市の3市。横須賀市は、「人権尊重の視点に立った市政の推進」というところで一項目設けて、「個人情報の収集ほか利用はプライバシーの保護に努めます」という形で入れている。藤沢市は個別に「個人情報保護と情報公開」ということで項目立てして、さらに「個人情報、情報公開の適切な扱いの決定」「個人情報保護法についての教育・啓発」、これを学校教育や社会教育、市民啓発を通じて行うというようになっている。伊勢原市の場合は、「人権教育、啓発の推進」、「相談・支援」、「個人情報の保護」としている。

(座 長) 確かに人権保護、人権施策の推進の一つであることは間違いないと思うが、相談・支援体制の充実の具体例なのではないかという気がする。平塚市のアピールの一つとして入れるということであれば、よいかもしれないが。

(事務局) それでは、「3 相談・支援体制」に簡単に入れる程度にしたい。

(座 長) 個人情報保護、情報公開については、既に平塚市は20年近く取り組んでいるという程度でよいのではないだろうか。

### (3) 分野別施策（女性の人権問題、子どもの人権問題）について

「資料1 平塚市人権施策推進指針（たたき台）」の8～11ページに基づき事務局が説明を行い、その後委員から質問があった。

(事務局) 「4 分野別施策の推進」の「(1) 女性の人権問題」について。施策の方向性として、女性への暴力の根絶、男女平等の意識啓発、相談・支援体制等を挙げている。これらは県や他市の指針でも、主要な施策として共通に位置づけられており、平塚市でも特に重要視すべき点と考えられる。

「(2) 子どもの人権問題」については、児童虐待防止、相談・支援体制、人権尊重の意識啓発、青少年の健全育成等を施策の方向性としている。

記載してある課題の内容や課題をとりまく情勢の説明文については、前回配布した「人権の擁護」という小冊子を参考に記述している。

10ページ「(2) 子どもの人権問題」の第4段落3行目に「多岐にわたる分野に関して『いのちをたいせつにする心』をキーワードとして」とあるが、この「たいせつ」



は、正しくは漢字なので訂正をお願いしたい。

(座 長) 難しい問題で、現実が一番ややこしいところだと思う。

(委 員) 「(1) 女性の人権問題」の前段に「本市においても、平成4年に『湘南ひらつか女性プラン』を、そして、平成10年には『湘南ひらつか男女共同参画プラン』を更に平成19年には『ひらつか男女共同参画プラン2007』を策定し…」とあるが、インターネット等での公開については、どのようになっているのか。

(事務局) 最新の「ひらつか男女共同参画プラン2007」のみ、市のホームページ上で公開している。

(副座長) 「(1) 女性の人権問題」に「男女共同参画社会基本法」についての記載がないので入れるべきではないか。女性の人権に関わる大事な法律だ。

(事務局) 追記する。

(座 長) 「(2) 子どもの人権問題」でも「児童の権利に関する条約」について記載されているように、「女子差別撤廃条約」も国際人権条約として入れていただきたい。固定的な社会的な役割分担をやめましょうというのが、この条約の本質的な考え方で、その結果、男女雇用機会均等法がつけられた。DV防止法も女子差別撤廃条約が影響していると思う

「(2) 子どもの人権問題」もそうだが、日本は遅れていたもので、学校教育現場は相当困ったと思う。やはりそういう国際条約をベースにしたうえで、日本でもそういう子どもの人権保障を推進するということがある。

そういう国際的な人権保障の流れの中にあるのだということ、市もそれを推進するのだということを市民に理解していただく必要があるのではないか。

(委 員) 「(2) 子どもの人権問題」の「1 児童虐待防止への取組み」について、「平塚市児童虐待防止等ネットワーク協議会を一層充実させます」とあるが、現在はどのような状況なのか。

(事務局) 児童虐待防止ネットワークについては、市のこども家庭課が主体となって取り組んでおり、代表者の会議を年に2回行っている。また、関係課で情報共有して虐待を阻止するために、実務者研修会ということで、該当担当者によるケースワーカー会議を設置している。

(委 員) いつ発足したのか。

(事務局) 「児童虐待の防止等に関する法律」で義務づけられたと思うので、その頃から設置されていると思われる。(正しくは、児童福祉法第25条の2) 各分野から多くの関係機関が入っており、法務局、医師会、県の保健福祉事務所、人権擁護委員、福祉関係部局などで、当課もそのうちのひとつである。メンバー数も20人近くいると思う。

(副座長) 「(1) 女性の人権問題」について、これは女性だけではなく、男性の問題も同様、男女平等のためだと思う。女性相談というのは、被害者の相談がほとんど。しかし被害者の相談等だけでは、根本的な解決にならない。加害者や男性側の意識改革をきちんとしないと、被害者の保護だけではなかなか問題は解決しないと思う。平塚市で男性相談などを行う気はないのか。

(事務局) 男性相談については、被害者が男性の場合に県がやっている。また、人権セン

ターでも男性相談をしているが、市はそこまで手が回っていないのが現状である。国の考え方もそうだが、被害者は圧倒的に女性が多く、同じ暴力でもダメージは女性のほうが大きいという部分で、やはり女性に特化した形になってしまっているが、男性相談の必要性は十分認識している。DV防止法では男女双方が対象になっているので、この辺は今後の課題としたい。

(副座長) DV防止法は男女双方が対象だが、実態は女性のほうが圧倒的に多い。人権センターでは、男性相談について国に情報提供をしたり、県のほうにも要請しているので、いろいろなところで課題なのかもしれない。

(委員) 男性がDVの被害を受けたときの相談ということか。

(副座長) ただ、それだけでは問題は解決しないので、加害者の声をどうやって聞くかということもある。

(委員) 加害者の男性たちを更生させる機関(施設)があると思うが、そういったところで講演などをしてはどうか。

(副座長) 民間ではある。今後やることになっている。

(事務局) 市の現状では、そういう相談を受けた場合は民間等の機関を紹介している。

(副座長) 人権センターでは、被害者の相談や面接をやっている。

(委員) 男性の相談は被害者がかなり多いのか。

(副座長) 男性相談の6割は加害者。2割が被害者。残りの2割はその他(家族や友人)となっている。

(座長) 加害者が自分で相談に来るのか。

(副座長) 加害者の状況も悲惨である。決して加害者を擁護するわけではないが、暴力をふるうには深刻な原因があることも多い。例えば、会社でいろいろなストレスやいじめがあって、その結果、家庭に帰って子どもや奥さんについて手をあげてしまう。そうなったときに、奥さんは子どもを連れて家を出てしまうのが大半である。男性はその後何をすればよいかわからなくなって、おかしくなる方がかなり多い。どこへ行ったんだから始まって、子どもと会いたいというようなこともある。今のDV防止法だと、被害者の所在情報は絶対に秘密なので、奥さんから連絡が来るのを待つしかないということしか言えない。

(座長) 若い世代だと男性が被害者の場合も多いのではないか。現実にはいろいろなパターンがあるので、課題が山積だろうと思う。

(委員) 「(2) 子どもの人権問題」の「2 相談・支援体制の整備・充実」4行目に「家庭訪問を行い、防止や解決に向けた取り組みを推進します」とあるが、この家庭訪問とはどのようなことをするのか。市の担当者が実施するのか、人数はどれぐらいなのか等、教えていただきたい。

(事務局) 教育委員会の担当課で行っているのですが、詳細は把握していない。確認をしておく。

(座長) 「(1) 女性の人権問題」の「4 働きやすい環境づくりの推進」について、育児休業や出産休暇等の法的なバックアップがあるものの、現実には使われていないとよく聞く。そういうものに対する利用促進については、この項目の中で実施すると考えてよいか。

(事務局) そのとおり。そういうものも含め、ワーク・ライフ・バランス等も考えていかなければならないと思っている。

(座 長) 市の女性職員にはそういった休暇が取れないという問題はないと思うが、どうか。

(事務局) もちろん、市では育児休業などはきちんと対応している。

(座 長) 広く法律の実効性の確保といったことも記載するということである。

「(2) 子どもの人権問題」についてはどうか。「子ども」とは、未成年者ということになるのかもしれないが、やはり学校が大切だと思う。「4 家庭や地域社会での青少年健全育成」の中にも学校は出てくるが、特に学校教育現場での子どもの人権問題や支援体制のところはどうか。

子どもたちが普段生活をする重要な場が学校だろうと思うが、学校での子どもの人権保障がどこにも出てこない。他市等でも学校については触れていないのか。学校の先生に対して、人権教育や子どもの権利の教育をしなければならない。

(事務局) 「Ⅲ 人権施策の推進」「1 人権教育の推進」「(1) 学校教育」の中で行われている。

(委 員) 教育現場のことが入っていないので、教育委員会と調整のうえで、一項目設けて入れるべきではないかと思う。「課題」の3行目以降は、地域社会のことしか書かれていない。座長ご指摘のように、教育現場でのいじめなどは重要な部分。この5項目に、教育現場での取り組みというような形で一項目入れられないか。「教育現場での」ということを明記して、先生方にも意識していただくという意味も含めて、調整していただきたい。

(座 長) 「3 子どもの人権意識を尊重する意識啓発」のところに入ってくるかもしれないが、教育の場面でも必要と思う。

アカハラと同じ問題だが、教員側が支配者のような形になるので、どうしても強制になったり、子どもだから意思を尊重しないとといったことが起こりやすい。先生方もそれが人権問題であるという意識は持っていると思うが、改めて認識していただく必要があるのではないか。

(委 員) 教師と子どもの問題もあるが、おそらく関与しにくいのは、親の管理下にある子どもたち。そこへは地域も踏み込めないし、学校のカウンセラーもどこまで押さえられるか、なかなか難しい問題。その辺をどうにかしないと、児童虐待の問題は先に進まないのではないか。

例えば、地域の子どもの様子がおかしかったり問題が発覚したときに、近所の人が訴えるところがない。民生委員に「どうもあそこのうちはおかしい。何とかしてもらえないのか」と相談があることもある。よほどのことなら、警察に通報するという手段もあるが、民生委員には強制力がないので、親が拒否すればそれきりになってしまう。あとは学校へ連絡をとっていくという方法しかない。児童相談所へつなぐことがないわけではないが、なかなか切り開けない問題がある。その辺を文章化して、明確にしていきたい。

(座 長) 児童虐待防止法ができてからは、警察に通報すれば、警察が調べに行くという形になっているはず。

(事務局) そのとおり。所管はこども家庭課なので、そういった事実を確認した場合は、

こども家庭課に通報していただければ、そちらで対応する。児童虐待防止法では、通報を受けてから確認までの期間に定めがある。訪問についても、法律上規定されている。緊急の場合には警察に行って、児童虐待対応の主管課のこども家庭課に連絡がいく形になっている。

(座長) 以前は、親権を盾にとられると手を出せないこともあったが、法律ができたことにより、多少の介入は可能になった。現在は親権停止もできるようになった。虐待を繰り返す親から子どもを切り離すことは不可能ではなくなってきたと思う。ただ、現実にはなかなか簡単にはいかないというのがあるだろう。

家庭の問題はそれぞれ難しい部分があるが、それは「1 児童虐待防止への取組み」の中に入れるのかと思う。

(副座長) 子どもという概念について、本文からは小学生以上という印象を受けるが、幼児教育などはどこかに入っているのか。保育園や幼稚園の段階は人権を学ぶうえでとても大事だと思うので、そういう時期に身につけないとなかなか難しい。

(事務局) 子どもについて、児童虐待防止法では、18歳未満と定義されている。

保育園や幼稚園の段階については、「5 子育ての支援体制の充実」の中に入っていると考えている。

(座長) 「子どもとは〇歳未満のお子さんすべてとします」など、子どもの定義をどこかで示しておいたほうがよいかもしれない。高校生は含まれないのではないかと思うこともあるが、一応書いておいていただきたい。

このほか、特になければ今日のところはこれで終了する。また何か気がついたことがあれば、次回、質問や意見をいただいてもよいと思う。

### 3 その他

次回懇談会の日程調整を行い、来年1月19日(木)10時から、平塚市教育会館小会議室で開催することとなった。指針の内容について具体的な協議を行う。

引き続き、事務局が当日配布した資料について説明を行い、その後委員から質問があった。

(事務局) 「映画『めぐみ-引き裂かれた家族の30年』上映会」のチラシを配布した。人権課題の一つである拉致問題について、映画会と政府拉致問題対策本部の事務局の講演。県政総合センターと平塚市、政府拉致問題対策本部共催で実施することとなった。

申し込み期限は11月24日となっている。直接、県政総合センターに申し込みいただいても構わないが、当課にご連絡いただければすぐに受け付け完了となる。

(委員) 次回の検討の対象はどこまでか。

(事務局) 第1回目に配布したスケジュールどおり、次回は「(3) 高齢者の人権問題」～「(8) 刑を終えて出所した人の人権問題」を予定している。早く進むようであれば、「(10) インターネットの人権問題」なども検討したいと考えている。

(座長) 資料としては基本的にこれですべてか。

(事務局) そのとおり。いただいた意見等は、資料1を加筆修正し、素案という形で反映して、再度ご協議いただきたい。

また、本日いただいた意見は、会議録等とは別にまとめ、次回資料として提示する

予定。

「資料2 人権に関する市民意識調査報告書」にも目を通していただきながら、意見をいただければと思う。

(座長) 基本理念は次回でよいか。

(事務局) 本日いただいた意見を踏まえ、再度市としての案を作成するので、次回ご協議いただきたい。

#### 4 閉会

事務局が閉会の挨拶を行った。

～ 以上 ～